

議 長 追加日程第2「議案第34号工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。「第34号工事請負契約の締結について」を議題といたします。大変申しわけございません。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。昨日から本日にわたって議会の進行並びに業務の執行の不手際によって皆さん方に御心配をおかけしましたことをまずもっておわびを申し上げます。先ほど議長からお許しをいただきましたので、2件の議案を追加させていただきました。御審議のほどよろしく願いたします。

今回は議員から御指摘をいただきましたとおりですね、予定価格が、税込み予定価格が、税込みになりますけれども、5,000万を超える案件につきましては議会の議決が必要であるという基本的なルールがあります。本工事においては当初第1回目の入札のときにはですね、予定価格が5,000万未満ということでありましたけれども、その後最終的な工程によって追加工事が発生し、追加工事が発生した時点で5,000万を超えたということがわかった時点で、議員の皆様方に議決ということで諮らなさいけなかったことをですね、我々執行側も含めながら、議員の皆さん方に提出というか、御了解いただく手続をとってこなかったということが今回の経緯であります。今後ですね、同じようなことがないように、事務局も含めながらも、当然私、筆頭になりますけれども、しっかりとこの今回の責任を受けとめですね、二度とこういうことがないように改善策を努め、またその改善策ができ次第、また議員の皆さん方にしかるべきときに御報告をさせていただきたいというように考えてますので、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

今回は契約に基づいてですね、執行をきちっとさせていただいておりますけれども、このままの状態であれば無効になるということもありましたので、議会の皆さん方に追認議決をいただくということで、議決を欠くという瑕疵が危惧されるという判例があることから、今回議案を出させていただいたということで御承知いただきたいというふうに思います。なお、今回判明いたしました不手際等々の対処につきましては、責任者である私が給与ということで減額の措置を講じる条例の一部改正を提出させておりますので、あわせて御審議を

賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは議案第34号工事請負契約の締結について（平成30年度旧土木事務所改修工事）、平成30年度旧松田土木事務所改修工事の請負について次のとおり契約を締結したので議決を求めさせていただきます。

- 1、契約の目的、平成30年度旧松田土木事務所改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、請負代金額、5,072万6,520円。
- 4、契約の相手方、松田町神山430番地、株式会社門屋建設、代表取締役二宮雅樹。

令和元年8月22日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは詳細の説明をさせていただきます。参考資料2をごらんいただきたいと思います。工事請負契約書ということで、当初契約の契約書でございます。平成30年12月14日に請負代金額として4,806万円ということで契約を交わしております。

1枚お戻りいただきまして、参考資料1ですけれども、工事請負変更契約書ということで、31年、ことしの3月18日に変更契約を締結してございます。変更契約の内容につきましては、消防署からの指摘によりまして、非常灯、それから避難ばしご、それから非常灯ですね、そういった要は消防法に基づく設備を整備するところの指摘がございましたので、それに伴う工事変更契約を締結してございます。

それによりまして合計金額といたしましては5,072万6,520円という金額になりましたので、議会の議決を得るということで提案をさせていただいているものでございます。以上でございます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

12番 大 舘 1点だけお伺いしますけれども。議案の34号のほうでは、一般競争入札…指名

競争入札という話ですけれども、2回にわたって契約がされた相手方が同一者ですので、2回目のときにはどのような措置をされたのか、御説明願いたいと思います。

参事兼総務課長 関連した工事でございますので、同じ1回目の門屋建設様との随意契約。設計変更ということで随意契約ということになっております。

12番 大 館 それはわかりますけど。当然関連の事業をですね、改めて指名競争というわけにいかないのわかりますけれども。ここに、表題のほうには指名競争入札契約によるとありますので、本来であればそういう理由を、変更の金額については関連事業でありますので随意契約にしましたとか、そういう説明書きがあつて当然だと思いますけど、その辺のお考えはどうか。

参事兼総務課長 すいません、説明がちょっと不足しておりました。今議員おっしゃるとおり、変更契約につきましては関連する工事ということで、当初契約しました門屋建設さんとの随意契約ということで処理をさせていただいております。

12番 大 館 意地悪質問で申しわけないと思いますけれども、当然こういう問題が発生するわけですから、その都度きちっと事務的なものを精査して提案されたほうが、こういう問題が発生しないような気がしますので、あえて質問させていただきました。そういう細かいことですが、そういう積み重ねがミスをなくすね、もともになると思うので、十分気をつけていただきたいと、こんなふうに思います。

議 長 ほかにありませんか。

2番 田 代 この追加契約ですか。資料1の金額で言いますと、266万6,520円。これが増額になったために合計で5,000万超えてしまうと。その理由につきましては、関係法令に適合、施設の充実を図るものとして、避難ばしご、防犯垂れ壁の設置、非常灯の増設、こういったものが追加の原因なんだけど。逆に伺いたいの、町長は職員の不手際という表現もされましたけれども、決算書の69ページ、一番上段です。旧松田土木事務所改修設計監理委託業務。要するに職員でこういった設計はできないから専門家に、一級建築事務所に監理を委託してるわけですよ。当然この業者がそれも含んで出すべきだったのではないかというふうに感じてるんですけれども、その辺についてはいかがだったんでしょうか。設

計事務所にもこれ、少し責任があるんじゃないかというふうには私は感じます。  
説明をお願いします。

町 長 御質問ありがとうございます。設計の段階での件については、おっしゃられることも十分に把握できることもあります。しかし今回の件は、その追加工事の金額がどうこうではなくて、その追加金額になったにしても5,000万を超えたということの時点で、議員の皆さん方にしっかりとお諮りをしなきゃいけなかったという、完全な我々側のミスについておわびをし、またこの時点で御提案をさせていただいてるということでございます。今御提案いただいた…御指摘いただいた件については、また内部の中できちっと業者とそういった話をしながらですね、やっていきたい。ただ、最終的にはその業者さんには委託をしてやっていただいて、信用すべきところも当然ありますけども、やはり我々行政側ではわからなかったから頼んでるという部分があるにしても、最終的にはやはり我々行政側の責任だというふうに重く受けとめて、今回提出をさせていただいてるということに御理解いただければというふうに考えています。以上です。

2 番 田 代 町長の回答わかりますけれども、やはり設計がある程度しっかりしてれば、当初の段階でこれも含めて5,100万、200万という数字の中で一括して発注できたと思います。完成検査のときになって消防が見に来たらその施設が足りない。それで慌てて追加だと。年度末のこういうときに職員にその瑕疵だけをちょっと責めるのも酷かなということでもありますので、業者の名前はあえてここでは求めませんが、やはりその業者が次の選考、指名選考委員会、そういうときにはやはりそういった瑕疵があると私は考えますので、その辺は内部の選考委員会の中でやはり議論していただきたいと思います。要望で終わります。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議案第34号工事請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。